

議第90号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成20年9月4日提出

京都市長 門 川 大 作

| | | |
|-------------------|----------------------------------|---|
| 損害賠償額 | | 633,270円 |
| 損害 の 概 要 | 種 別 | 無効な建築物の除却命令による損害 |
| | 当該除却命令 を行った日 | 平成16年10月29日 |
| | 当該除却命令 が無効である ことが確定し た日 | 平成19年10月30日 |
| | 被 害 者 | |
| | 損害の程度 | 塀、土間コンクリートその他の物件の自主撤去費及びバルコニーの柱の自主移設費並びにこれらの原状復旧費 |

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。